

<研究報告>

中学校社会科公民的分野における「家族」の位置

— 学習指導要領の通時的分析を中心に —

常盤直樹¹ 信州大学大学院教育学研究科
関 良徳 信州大学学術研究院教育学系

キーワード：家族，家庭，学習指導要領，家族法

1. はじめに

本稿の目的は、学習指導要領の分析を通じて中学校社会科公民的分野における「家族」の取扱われ方を解明することである。そのために、まず昭和 22 年から平成 29 年までの学習指導要領について、「家族」や「家庭」という用語を量的な観点から分析した。そのうえで「家族」に関する記述が多く含まれる年の学習指導要領について、その記述の特徴や内容を質的な観点から分析した。これらの分析にもとづき、学習指導要領における「家族」の位置付けとその取扱われ方について時代背景や社会的文脈をも考慮しつつ明確化した。

2. 学習指導要領の量的分析

分析対象とした学習指導要領の単元は表 1 の通りである。それぞれの学習指導要領での家族に関する記述を

表 1：量的分析の対象とした学習指導要領の単元

量的に把握するため、「家族」及び「家庭」という用語の使用回数を調べた。これらの単元における「家族」及び「家庭」という用語の使用回数は、図 1、図 2 の通りである。

図 1 では、他の学習指導要領に比べて昭和 22 年と昭和 44 年で「家族」という用語の使用回数

昭和 22 年	第 7 学年 単元二 われわれの家庭生活はどのように営まれているであろうか。
昭和 26 年	第 1 学年 主題 われわれの生活圏 第 1 単元 学校や家庭の生活を明るくするには、どうすればよいか
昭和 30 年	政治・経済・社会的分野
昭和 33 年	第 3 学年 現代の社会生活と文化
昭和 44 年	公民的分野 (1) 家族生活
昭和 52 年	公民的分野 (1) 民主主義と現代の社会生活
平成元年	公民的分野 (1) 現代の社会生活
平成 10 年	公民的分野 (1) 現代社会と私たちの生活
平成 20 年	公民的分野 (1) 私たちと現代社会
平成 29 年	公民的分野 A 私たちと現代社会

¹ 現所属：信濃毎日新聞社

が多いことが分かる。これに対して、それ以外の年の学習指導要領では「家族」という用語の使用が極端に少ない。特に最近の学習指導要領では、「家族」という用語がほとんど使用されなくなっている。

次に「家庭」という用語が学習指導要領で使用された回数を分析した図2を見ると、昭和22年と昭和26年の学習指導要領では「家庭」という用語が多く使用されていたことが分かる。この用語は昭和30年と昭和44年の学習指導要領でも若干使用されていたが、昭和22年や昭和26年と比較すると、その数は僅かである。さらにそれ以外の年の学習指導要領では、「家庭」という用語は全く使われていないことが分かる。

学習指導要領における「家族」及び「家庭」の使用

回数分析から、「家族」「家庭」ともに多く使用されているのは昭和22年、「家族」のみが多く使用されているのは昭和44年、「家庭」のみが多く使用されているのは昭和26年の学習指導要領であることが分かった。これに対して、その他の学習指導要領では「家族」「家庭」とも使用回数は少なく、特に平成に入ってからはその用語もほとんど使用されなくなる傾向が明らかになった。なぜ学習指導要領において「家族」や「家庭」という用語が多く使われている時期があるのか、あるいは使われない時期があるのか。この問題を解明するために、「家族」「家庭」ともに多く使われていた昭和22年、「家族」のみが多く使われていた昭和44年、どちらも使われない平成以降の学習指導要領について、各々の特徴やその背景について分析を試みる。

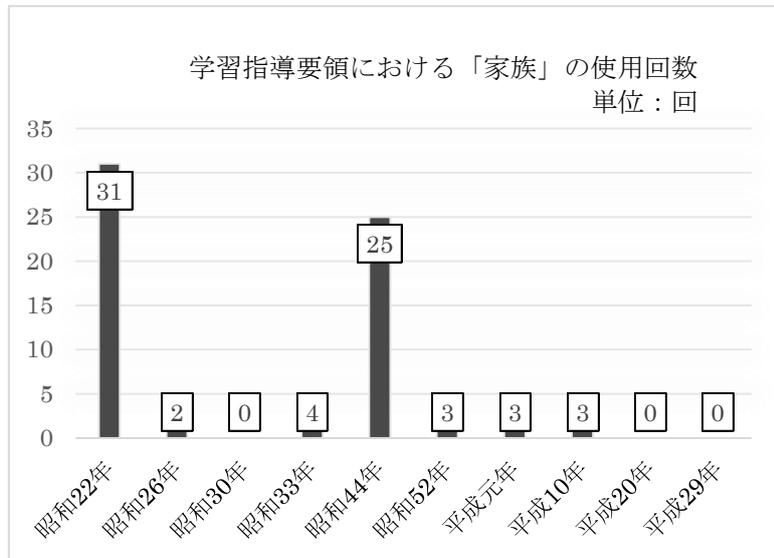


図1：学習指導要領における「家族」の使用回数（著者作成）

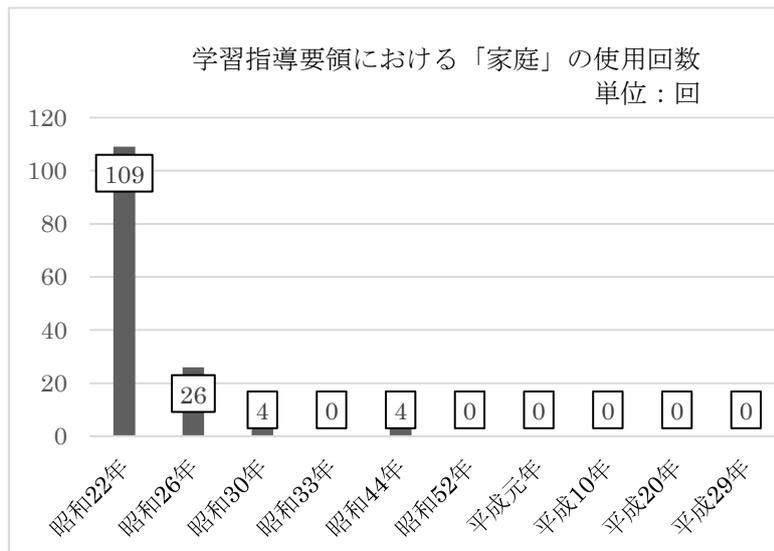


図2：学習指導要領における「家庭」の使用回数（著者作成）

3. 「昭和 22 年学習指導要領」の質的分析

3.1 「昭和 22 年学習指導要領」の歴史的背景とその特徴

戦前の「教授細目」（中学校）に代わるものとして昭和 22 年に発行された学習指導要領は、文部省の「試案」として作成された最初の学習指導要領である。戦後、連合国軍総司令部（GHQ）により「修身」、「日本歴史」、「地理」が廃止され、この学習指導要領の下で、日本の教育から軍国主義的傾向を除去し民主化を図ろうとした GHQ と民間情報教育局（CIE）による新教科「社会科」が誕生した。「社会科」が戦前の学習とは異なることを「学習指導要領一般編（試案）」は次のように論じている。

この社会科は、従来の修身・公民・地理・歴史を、ただ一括して社会という名をつけたというのではない。社会科は、今日のわが国民の生活から見て、社会生活についての良識と性格とを養うことが極めて重要であるので、そういうことを目的として、新たに設けられたのである。（文部省（1947a）第三章 二（二））

さらに「学習指導要領社会科編（Ⅰ）（試案）」では、社会科という教科の性格が次のように示されている。

社会科はいわゆる学問の系統によらず、青少年の現実生活の問題を中心として、青少年の社会的経験を広め、また深めようとするものである。したがってそれは、従来の教科の寄せ集めや総合ではない。（文部省（1947b）第一章 序論 第一節）

「学習指導要領社会科編（Ⅰ）（試案）」の記述を分析した片上宗二は、「新しく設けられた社会科は、地理や歴史といった戦前の社会系教科目のようないわゆる学問の系統による既成の教育内容の教授に力点を置く文科的な内容教科ではなく、子どもの生活の上での具体的な問題を取り上げ、その解決をめざして学習を展開させることではじめて成立する新しい広域総合教科となっている」（片上 1993：696-697 頁）と指摘する。これは「昭和 22 年学習指導要領」が児童・生徒中心主義や経験主義の教育観を基盤としていたことを示唆しており、その点は、下記の表 2 で示すように「学習指導要領社会科編（Ⅰ）（試案）」及び「学習指導要領社会科編（Ⅱ）（試案）」が各学年の単元内容を「問い」の形式で提示していたことから分かる。この学習指導要領が子どもの生活経験を中心とした問題構成、すなわち「生活主義」の立場から構想されていることについて、多和田真理子は「社会科編の策定にあたり参考にされた、アメリカのヴァージニア・プランは、生活主義的観点にもとづいて作成された教育計画のひとつであり、それらはコア・カリキュラムと総称される。」（多和田 2017：47 頁）と説明している。

但し、「学習指導要領社会科編（Ⅰ）（試案）」と「学習指導要領社会科編（Ⅱ）（試案）」とはその理念を共有しているものの、両者の構成には若干の違いも見られた。片山は『社

会科編（Ⅰ）』が子どもの生活に依拠した主体的な問題解決学習による社会科を打ち出したのに対して、『社会科編（Ⅱ）』における社会科は、問題解決過程における教材＝知識の役割をも考慮する形になっていた」（片上 1993：704 頁）と説明する。表 2 に列挙した第一学年（「学習指導要領社会科編（Ⅰ）（試案）」）と第七学年（「学習指導要領社会科編（Ⅱ）（試案）」）の問題（単元）が示す通り、「学習指導要領社会科編（Ⅰ）（試案）」に比べて、「学習指導要領社会科編（Ⅱ）（試案）」は、生活領域での問題解決よりも知識の習得を重視する傾向が見られる。つまり、経験主義の学習指導要領として世に出た「昭和 22 年学習指導要領」は、子どもの生活を中心に据えて問題（単元）構成を整えたが、「学習指導要領社会科編（Ⅱ）（試案）」は、比較的、知識の系統性を重視した学習指導要領であり、そのため指導要領全体の分量も増加することとなった。結果として、「昭和 22 年学習指導要領」では「家族」や「家庭」といった用語とそれらを用いた詳細な記述が多く含まれることとなったのである。

表 2：「学習指導要領社会科編（Ⅰ）（試案）（第一学年）」と「学習指導要領社会科編（Ⅱ）（試案）（第七学年）」に示された問題（単元）

学年	問 題
第一学年	I 家や学校で、よい子と思われるには私たちはどうすればよいか。 II 私たちはどうすれば丈夫でいられるか。 III 自分のものや人のものを使うには私たちはどうすればよいか。 IV 私たちは食物や衣服住居をどんなふうにして手に入れるか。 V 私たちは旅行の時にどんなことを心得、どんなことをする必要があるか。 VI 私たちはどうすればみんなといっしょに楽しい時間が持てるか。
第七学年	I 日本列島はわれわれにどんな生活の舞台を与えているか。 II われわれの家庭生活はどのように営まれているであろうか。 III 学校は社会生活に対してどんな意味を持っているであろうか。 IV わが国のいなかの生産生活はどのように営まれているであろうか。 V わが国の都市はどのように発達して来たか。また現在の都市生活にはどんな問題があるか。 VI われわれは余暇をうまく利用するには、どうしたらよいであろうか。

（文部省 1947b 及び文部省 1947c より著者作成）

3.2 「昭和 22 年学習指導要領」の法的・社会的背景

戦後の法改正として特に重視されるのは、日本国憲法の制定とそれに伴う家族法の全面改正である。1945 年のポツダム宣言受諾を契機として、戦前の明治憲法から日本国憲法への改正が実現したが、新憲法が「個人の尊厳と両性の本質的平等」を規定したため、家父長制や長子相続などを特徴とする旧家族法は全面改正を余儀なくされた。特に新憲法の第 13 条前段「個人の尊重」、第 14 条第 1 項「法の下での平等」、第 24 条「夫婦の平等」といった各条文の制定により、戦前の家族法の解体と新憲法に則った新家族法の制定は避けられな

中学校社会科公民的分野における「家族」の位置

いものとなった。新たに制定された家族法の特徴は、表3に示した「日本国憲法の施行に伴う民法の応急的措置に関する法律」（応急措置法，1947年5月3日 - 同年12月31日まで有効）の各条文に顕著に示されている。

表3：応急措置法の全条文

第1条	この法律は、日本国憲法の施行に伴い、民法について、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚する応急的措置を講ずることを目的とする。
第2条	妻又は母であることに基いて法律上の能力その他を制限する規定は、これを適用しない。
第3条	戸主、家族その他家に関する規定は、これを適用しない。
第4条	成年者の婚姻、離婚、養子縁組及び離縁については、父母の同意を要しない。
第5条	①夫婦は、その協議で定める場所に同居するものとする。 ②夫婦の財産関係に関する規定で両性の本質的平等に反するものは、これを適用しない。 ③配偶者の一方に著しい不貞の行為があつたときは、他の一方は、これを原因として離婚の訴を提起することができる。
第6条	①親権は、父母が共同してこれを行う。 ②父母が離婚するとき、又は父が子を認知するときは、親権を行う者は、父母の協議でこれを定めなければならない。協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、裁判所がこれを定める。 ③裁判所は、子の利益のために、親権者を変更することができる。
第7条	①家督相続に関する規定は、これを適用しない。 ②相続については、第8条及び第9条の規定によるの外、遺産相続に関する規定に従う。
第8条	①直系卑属、直系尊属及び兄弟姉妹は、その順序により相続人となる。 ②配偶者は、常に相続人となるものとし、その相続分は、左の規定に従う。 一直系卑属とともに相続人であるときは、三分の一とする。 二直系尊属とともに相続人であるときは、二分の一とする。 三兄弟姉妹とともに相続人であるときは、三分の二とする。
第9条	兄弟姉妹以外の相続人の遺留分の額は、左の規定に従う。 一直系尊属のみが相続人であるとき、又は直系卑属及び配偶者が相続人であるときは、被相続人の財産の二分の一とする。 二その他の場合は、被相続人の財産の三分の一とする。
第10条	この法律の規定に反する他の法律の規定は、これを適用しない。

(大村 2011 : 38-40 頁を参考に著者作成)

この「応急措置法」のとおり、改正家族法では両性の本質的平等が原則となり（第1条）、「家制度」は廃止され（第3・7条）、夫婦・父母の平等（第5・6条）が実現された。まさに「昭和22年学習指導要領」は、新憲法制定に伴う家族制度の大転換期において、新たな価値観にもとづく戦後の家族像を普及させるという重要な役割を担っていたのである。

3.3 「昭和22年学習指導要領」における「家族」の位置

「昭和22年学習指導要領」の成立に関わる歴史的背景とその特徴、及び当時の法改正について分析と検討を試みた。この学習指導要領は、すでに述べた通り、子ども達の生活や経験を中心として単元構成がなされていた。また、新教科として誕生した「社会科」の指導や教材の使い方をも詳細に記述した学習指導要領である。さらに、戦後の新憲法制定に伴う民主主義的な家族法への転換という特殊な時期に作成された学習指導要領であったという点は、特に重要な意味を持つ。戦後日本の新しい家族の姿や価値観・倫理観の普及は、当時の政府にとっても最重要課題として位置付けられるべきものであったため、新家族法で規定された新しい家族観を浸透させるためにも、学習指導要領では「家族」や「家庭」についての詳細な記述が求められた。これらの要因から、「昭和22年学習指導要領」では、「家族」や「家庭」という用語の使用回数が増加することとなったと考えられる。

4. 「昭和44年中学校学習指導要領」の質的分析

4.1 「昭和44年中学校学習指導要領」の歴史的背景とその特徴

昭和22年に初めての学習指導要領が出された後、中学校学習指導要領では第三次改訂にあたるのが「昭和44年中学校学習指導要領」である。この間の学習指導要領改訂については、「事実の連なりの中から社会問題の解決に関連し、必要な部分だけをつまみ食いするのであって、それでは地理や歴史、社会はわからない」（森分1993：129頁）といった、経験主義による学力低下への批判的な議論がその背景として存在していたことを指摘する必要がある。特に中学校社会科では「昭和22年学習指導要領」のように、学年別の単元組織で構成する方法ではなく、「地理的分野」、「歴史的分野」、「公民的分野」に分けて系統性を重視した学習内容が構成されることとなった。

さらに昭和40年代は、高度経済成長と科学技術の進歩に伴う社会発展や、世界を東西に分断した冷戦構造など、国内だけでなく国際関係においても急激な変化がもたらされた時代である。この社会変化に対応するため、より科学性や系統性を重視した教育内容が求められた。こうした流れが「スプートニク・ショック」により刺激された結果として、アメリカでは「教育の現代化」運動が始まり、各国に波及することとなった。わが国でも「教育の現代化」により、最新の科学に対応した単元構成が求められたが、その時代に誕生したのが、本節で扱う「昭和44年中学校学習指導要領」である。

この学習指導要領では、それまで「政治・経済・社会分野」とされていた領域が「公民的分野」へと名称変更された。それに伴い、学習の順序が整えられ、（1）家族生活、（2）社会生活、（3）経済生活、（4）国民生活と政治、と学習対象の範囲を徐々に広げることで、

中学校社会科公民的分野における「家族」の位置

中学生に体系的な理解を促す工夫がなされている。公民的分野で最初に学習する「家族生活」について「昭和44年中学校学習指導要領」では、次の図3のような学習内容が定められている。

<p>2 内容</p> <p>(1) 家族生活</p> <p>家族集団とその機能，家族制度，家族生活の課題の学習を通して，家族の社会集団としての特色を明らかにするとともに，家族制度について理解させ，健全な家族生活が社会の発展をささえるものであることを認識させる。また，現代のわが国の家族生活をめぐる諸問題に着目させ，健康で文化的な家族生活を営むためには，家族員相互の理解と協力がたいせつであることを理解させるとともに，経済や政治のはたらきが深い関係のあることに気づかせる。</p> <p>ア 家族集団とその機能</p> <p>人間は本来社会的存在であることを認識させるとともに，家族の制度や生活様式は，時代と場所によって異なるにしても，家族集団は，血縁関係で結ばれた最も普遍的で基礎的な社会集団であることを理解させ，いこいの場としての家庭，人間形成の場としての家庭，経済生活の単位としての家庭などの観点から，家族集団の機能についての理解を深める。</p> <p>イ 家族制度</p> <p>改正前の民法のもとにおける「家（いえ）」の制度，日本国憲法の制定と民法の改正，親族・婚姻・親子・扶養・相続など現行民法の家族についての規定のあらまし，家族の構成と形態などの学習を通して，個人の尊厳と両性の本質的平等を原理とする現在の家族制度について理解させる。その際，戸籍や出生・婚姻その他の届け出の意義にも触れる。</p> <p>ウ 家族生活の課題</p> <p>健全な家族生活が社会の発展の基礎であることや現代社会における家族集団のもつ意義の重要性について理解させ，家族生活の向上には，家族員の責任の自覚と協力に基づく望ましい人間関係の確立が必要であることを考えさせるとともに，家庭生活に関する技術の向上による生活の能率化，消費生活の合理化，健全な家計の維持，余暇の善用などがたいせつであることを理解させる。また，消費者保護の推進，住宅・生活環境の整備，家庭に対する社会的保護など，経済や政治のはたらきが家族生活の向上にとって重要な意味をもっていることに気づかせる。</p>
--

図3：「昭和44年中学校学習指導要領」第2節 第2〔公民的分野〕2内容（1）家族生活

（文部省（1969）より引用）

図3の中項目アでは、「人間は本来社会的存在であることを認識させる」という、他者とのつながりを重視する文言が見られ、その最も基礎となる集団を「家族」と説明している。但し、ここで注意すべきは「家族」を「血縁で結ばれた最も普遍的な社会集団」として位置付けている点である。さらに続けて、「いこいの場としての家庭」、「人間形成の場としての家庭」、「経済生活の単位としての家庭」というように、「家族」「家庭」の理想モデルを提示している部分についても注意しなければならない。ここでは「官報告示」として法的拘束力を持つ学習指導要領によって「家族の在るべき姿」が示されている。すなわち、政府が「家族の正しい在り方」を国民に示すと同時に、「家族の多様な在り方」に対しては不寛容な姿勢を読み取ることができる。また、中項目ウでは「健全な家族生活が社会の発展の基礎」であるとして、「家族」と「社会（国家）」とが連続的に位置付けられている。ここには「特異な家族国家イデオロギーと結びつき、天皇制絶対主義による国民支配の法的装置の骨格」（浜田 2003：67 頁）を作り上げた戦前の旧家族法にも通ずる「家族」理解が見られる。

しかしながら、中項目イでは「改正前の民法のもとにおける「家（いえ）」の制度」や「日本国憲法の制定と民法の改正」、あるいは「現行民法の家族」を学習させることで、戦後家族法の改正を導いた憲法第13条前段と第24条に関わる「個人の尊厳と両性の本質的平等」についての理解を促し、「個人」を基盤とした戦後の新憲法にもとづく家族の在り方を推奨していると考えられる。しかし他方で、新しい家族への転換を推奨しつつも、戦前の家制度によって構成される家族観や家族意識への回顧の念もまた感じられ、近代化や都市化の進展による当時の個人主義的潮流の中で、「家族の在り方」をめぐる揺れ動く日本社会の姿がこの学習指導要領にも映し出されていたと考えられる²。

4.2 「昭和44年中学校学習指導要領」の法的・社会的背景

「昭和44年中学校学習指導要領」が告示された当時のわが国の状況は、戦後から20年ほどが経過し、高度経済成長期という新時代へと突入した時期である。昭和30年代から始まる集団就職の延長線上で、経済成長政策の波に乗って農村から都市への労働力の移動による人口流出が激化した。多くの若者は農村を離れ、都市を中心に生活水準が上昇したが、それに伴い、農村の人手不足が生じ、農村と都市部の生活の格差が生まれた。このため農村部で農業に従事していた父やその長男までもが、都市部へ移動し職を求めた。戒能民江は「農村から都市への労働力の移動によって、農村直系家族の解体と都市のサラリーマン家族に典型的な核家族化が進行した時期」（戒能 1997：134 頁）と述べ、この時期を「家族の戦後体制確立期」（戒能 1997：134 頁）と呼んでいる。これは、戦後の家族法改正によって目指されてきた近代的な家族、すなわち「夫婦とその未成年の子からなる家族」が都市部でも農村部でも確立された時期と言えるからである。

しかし他方で、旧来の家制度復活を求める主張も展開された。これについて、大村敦志は

² さらに「昭和44年中学校学習指導要領」（3 内容の取り扱い）では、「内容の（1）のウについては、家族集団における慣習・道徳・法の役割に関してもこれを取り上げ、集団生活における社会規範と秩序の意義について考えさせる。また健全な家族生活の維持のために果たす家庭裁判所の役割にも触れること。」との記載があり、「健全な家族生活の維持」が当時の重要な課題であったことがうかがわれる。

中学校社会科公民的分野における「家族」の位置

「占領後期の対日政策転換（いわゆる「逆コース」）を契機に、とりわけ講和条約によって独立が回復されると、国内の保守勢力は憲法改正論を展開し始める」（大村 1999：182 頁）と説明する。戦前の「家」意識の基盤となった旧家族法の家制度は、改正家族法によって「家」からの解放を目指したが、「戦後民主主義教育の洗礼を受けた都市部の中間層と農山村の古い意識とのズレは大き」く（久武・戒能・若尾・吉田 1997：37 頁）、法的な「家」は廃止されたが、道徳的な「家」は残ったとも言われた。この意識のズレを利用して、昭和 29 年 3 月、当時の自由党憲法調査会会長であった岸信介が、憲法 24 条を改正し、「孝養の義務の法定」と「農地相続における家産制度の導入」の二点を含む保守的な家族制度の導入を主張する「日本国憲法改正要綱案」を発表した。しかし、法律家や女性団体を中心に家族制度復活反対連絡協議会が結成され、保守的な家族制度復活は挫折を余儀なくされた（久武・戒能・若尾・吉田 1997：37 頁）。戦後の家族法によって目指された「家族の近代化」が浸透する中、戦前の家制度復活論が主張されたことで、「戦前の家族観」と「戦後の家族観」の対立が明らかとなったが、これにより「昭和 44 年中学校学習指導要領」の中項目ア・イ・ウには「家族観の対立」という影が映し出されたのではないかと考えられる。

「昭和 44 年中学校学習指導要領」が「家族」を重視したもう一つの背景は、現実の家族の姿の急激な変化にあったと考えられる。とりわけ注目すべき変化は離婚の増加である。厚生労働省の統計（厚生労働省 2018：42-45 頁）によれば、離婚件数は昭和 22 年から昭和 30 年代後半まで減少傾向にあったが、昭和 40 年を過ぎてから増加の一途を辿り、その傾向は昭和 60 年近くまで継続している。同統計によれば、昭和 38 年には離婚件数が 69,996 組であったのに対し、昭和 39 年には 72,306 組、昭和 40 年では 77,195 組になり、昭和 42 年には 83,478 組にまで増加している。これを人口千人当たりの離婚率で見ると、昭和 38 年には 0.73、昭和 39 年には 0.74、昭和 42 年には 0.80 と増加している。とりわけ昭和 40 年代以降、離婚後の子どもに対する親権を妻が行使する、いわゆるシングル・マザーの割合が増加する傾向（厚生労働省 2018：35 頁）を見せており、この状況を受けて「昭和 44 年中学校学習指導要領」では初めて、「家族」についての規律を外部から見守る「家庭裁判所」の重要性についても記載がなされることとなったのである。

4.3 「昭和 44 年中学校学習指導要領」における「家族」の位置

本節では「昭和 44 年中学校学習指導要領」について検討を行ったが、その結果として、この学習指導要領での「家族」という用語の使用回数が「昭和 22 年学習指導要領」に次いで多く見られた主な理由には、次の二点があると考えられる。

一つは、高度経済成長と「教育の現代化」運動によって、学習指導要領が系統主義の色彩を帯び、学習する質・量ともに増加したことである。しかしながら、「知識の詰め込み」になっていたという従前の「政治・経済・社会的分野」に対する批判を受けて新設された「公民的分野」では、生徒の理解を促進し、学習に広がりを持たせるため、「家族」から「社会」へと学習内容に順序をつけた。その結果、「家族」は公民的分野の学習の始点となり、重要な位置を付与された（佐藤・中野目編 1988：50-51 頁）。「家族」は生徒にとっても身近な

社会集団であり、またその中に複数の要素が盛り込まれているため、公民的分野の「導入」としての役割を果たすことができると期待されたのである。

もう一つの理由は「家族観の揺らぎ」である。この点は、昭和 29 年の「日本国憲法改正要綱案」における保守的な「家族制度復活論」と「離婚の増加」から指摘されるものである。

「脱・家制度」を掲げ、憲法第 24 条をもとに制定された新しい家族法による「家族の近代化」は「家族制度復活論」と対立した。他方、昭和 40 年代からの離婚件数の増加により、新家族法が目指した「夫婦と未婚の子」という近代的な家族の理想型は崩壊の危機にさらされていた。民主主義的な家族の形成が民主主義国家の強化につながると考えていた当時の政府にとって、この問題はすぐにでも食い止めなければならないものであった。これら複数の要素を含む時代背景があったからこそ、「昭和 44 年中学校学習指導要領」では家族の単元が重視され、「家族」という用語の使用回数が増加したものと考えられる。

5. 平成期「中学校学習指導要領」の質的分析

5.1 平成期「中学校学習指導要領」の歴史的背景とその特徴

図 1 及び図 2 で示した通り、「昭和 22 年学習指導要領」と「昭和 44 年中学校学習指導要領」では「家族」や「家庭」という用語の使用回数が多かったのに対し、平成期「中学校学習指導要領」では、平成元年と平成 10 年の学習指導要領で「家族」という用語が 3 回使用されたにとどまり、それ以降は「家族」や「家庭」という用語が一度も使用されることがなかった。本節では、この現象について平成期「中学校学習指導要領」の比較を通じて検討を行う。

平成期「中学校学習指導要領」における中学校社会科公民的分野の「内容」は、次の表 4 に示す各項目によって構成されている。

表 4：平成期「中学校学習指導要領」における中学校社会科公民的分野の「内容」項目

	平成元年	平成 10 年	平成 20 年	平成 29 年
内 容	(1) 現代の社会生活	(1) 現代社会と私たちの生活	(1) 私たちと現代社会	A 私たちと現代社会
	(2) 国民生活の向上と経済	(2) 国民生活と経済	(2) 私たちと経済	B 私たちと経済
	(3) 民主政治と国際社会	(3) 現代の民主政治とこれからの社会	(3) 私たちと政治 (4) 私たちと国際社会の諸課題	C 私たちと政治 D 私たちと国際社会の諸課題

(文部省 (1989), 同 (1998), 文部科学省 (2008), 同 (2017) より著者作成)

平成期「中学校学習指導要領」では、家族そのものを扱う「内容」は設定されていない。しかし、「平成元年中学校学習指導要領」と「平成 10 年中学校学習指導要領」では、それぞれ「(1) 現代の社会生活」と「(1) 現代社会と私たちの生活」の項目に関する「内容の取

中学校社会科公民的分野における「家族」の位置

扱い」の中で「家族」という用語が使用されている。平成期の学習指導要領について、中学校社会科公民的分野の家族に関わる導入項目部分の「内容の取扱い」を比較したのが下記の表5である。

表5：平成期「中学校学習指導要領」における中学校社会科公民的分野の「内容の取扱い（抄）」

平成元年	<p>(1) 現代の社会生活</p> <p>ア 個人と社会</p> <p>家族、地域社会などの機能を扱い、人間は本来社会的存在であることに気付かせ、社会生活における個人の役割とその在り方について考えさせる。また、現在の家族制度の基本的な考え方が個人の尊厳と両性の本質的平等に基づいていることの意味を理解させ、家族の望ましい人間関係について考えさせる。</p>
平成10年	<p>(1) 現代社会と私たちの生活</p> <p>ア (中略)</p> <p>イ 個人と社会生活</p> <p>家族や地域社会などの機能を扱い、人間は本来社会的存在であることに着目させ、個人と社会とのかかわりについて考えさせる。その際、現在の家族制度における個人の尊厳と両性の本質的平等、社会生活における取決めの重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任などに気付かせる。</p>
平成20年	<p>(1) 私たちと現代社会</p> <p>ア 私たちが生きる現代社会と文化</p> <p>現代日本の特色として少子高齢化、情報化、グローバル化などがみられることを理解させるとともに、それらが政治、経済、国際関係に影響を与えていることに気付かせる。また、現代社会における文化の意義や影響を理解させるとともに、我が国の伝統と文化に関心をもたせ、文化の継承と創造の意義に気付かせる。</p>
平成29年	<p>A 私たちと現代社会</p> <p>(1) 私たちが生きる現代社会と文化の特色</p> <p>位置や空間的な広がり、推移や変化などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のような知識を身に付けること。</p> <p>(ア) 現代日本の特色として少子高齢化、情報化、グローバル化などが見られることについて理解すること。</p> <p>(イ) 現代社会における文化の意義や影響について理解すること。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。</p> <p>(ア) 少子高齢化、情報化、グローバル化などが現在と将来の政治、経済、国際関係に与える影響について多面的・多角的に考察し、表現すること。</p>

(文部省(1989), 同(1998), 文部科学省(2008), 同(2017)より著者作成)

上記の通り、「(1) 現代の社会生活 ア個人と社会」(平成元年)や「(1) 現代社会と私たちの生活 イ個人と社会生活」(平成10年)では、「家族」という用語が使用され、家族の機能や家族制度について取扱うこととされている。しかしながら、「家族制度の基本的な考え方が個人の尊厳と両性の本質的平等に基づいていること」(平成元年)という文言からも分かるように、家族制度そのものについての学習よりも、家族制度を通じて憲法を考えるという方向性が見られる。その一方で、「(1) 私たちと現代社会 ア私たちが生きる現代社会と文化」(平成20年)や「A 私たちと現代社会 イ(ア)」(平成29年)では、「家族」という用語を使用せず、家族制度に言及しないという新たな傾向が見られる。また、平成20年と平成29年では「少子高齢化」という家族を取り巻く社会問題についての理解を促す記述がなされており、「家族」への言及が間接的になされているとも考えることができる。

このように、家族を詳細に扱おうとしてきた「昭和22年学習指導要領」や「昭和44年中学校学習指導要領」と比べて、平成期の学習指導要領では「家族」を扱う割合が極端に減少している。また、従来の学習指導要領が「家族」を公的分野の主題として扱ってきたのに対して、平成期の学習指導要領では「家族は社会を構成する一要素に過ぎない」との見方がなされているとも考えられる。

5.2 平成期「中学校学習指導要領」の法的・社会的背景

「家族」という主題から距離を置いたとも感じられる平成以降の学習指導要領について、ここでは、家族を取り巻く法的・社会的状況という観点から検討を行う。平成が始まる1980年代は、大村敦志の言葉を借りれば、現実の家族が「法律を追い越し」た(大村2016:27頁)時代である。それは、昭和22年の家族法改正当時政府が予測していた変化、すなわち拡大家族から核家族へという変化から、さらに先へと進んだ新たな変化が現れた時代であった。戦後家族法が予測していた家族像は、次の四つの特徴を有する家族であった(大村2016:27頁)。すなわち、①拡大家族から核家族へ。②初婚の男女二人が30歳までに結婚し、多くは離婚しない。③夫婦と未成年の子で構成される。④血縁及び養子を基礎とする。しかし、1980年代から顕著に現れる家族の多様化によって、現実の家族は新家族法が想定していた上記の家族像をはるかに超えるものとなった。

その要因の一つは、婚姻に関わる状況の変化である。離婚件数は昭和40年から増加し、昭和末期には一旦ピークを迎え減少したが、平成に入ると再び増加を続けている。また、婚姻件数は昭和40年代後半から減少傾向にあり、現在までその傾向に変化は見られない(厚生労働省2018:42-45頁)。さらに、再婚率も昭和40年代中盤以降増加傾向を見せ、平成以降も増加の一途を辿っている(厚生労働省2018:30頁)。加えて、夫妻の年代別平均婚姻件数を参照すると、20代の婚姻件数は夫妻ともに昭和40年代後半から減少し続け、反対に30代での婚姻件数は増加し続けている。それに伴い、夫妻の初婚年齢も上昇し、平成27年には夫の平均初婚年齢は31.1歳、妻の平均初婚年齢は29.4歳となり、昭和22年に比べ、夫は5.0歳、妻は6.5歳上昇し、夫妻ともに晩婚化の傾向が顕著になっていることを示している(厚生労働省2018:31-32頁)。このように、離婚件数の増加、婚姻件数の減少、再婚

中学校社会科公民的分野における「家族」の位置

率の上昇、晩婚化といった状況の変化は、家族法改正当時に予測されていた家族の特徴②「初婚の男女二人が30歳までに結婚し、多くは離婚しない」を覆す結果をもたらした。

もう一つの要因は、子どもの出生に関わる状況の変化である。昭和20年代後半では一組の夫婦が産む子どもの数は平均3.50人であったが、平成に入るとこの数字は2.19人に下がり、平成22年には1.96人と減少する（国立社会保障・人口問題研究所2017:39）。また、子どもを産まない夫婦の割合も、記録がある昭和52年の3%から平成22年の6.4%へと倍増している（国立社会保障・人口問題研究所2017:40）。さらに、日本では1983年に最初の体外受精子が誕生して以降、生殖補助医療が発展を続けており、この生殖補助医療によって生まれた子どもの割合は平成26年で約21人に1人であると言われている（石井2017:1頁）。戦後の家族法が描いていた家族像では、実子か養子を夫婦の子と定めていたが、体外受精によって夫以外の男性から精子の提供を受ける場合や妻以外の女性から卵子の提供を受ける場合があり、実子でもなく養子でもない、新たなカテゴリーに属する子どもがすでに多くの夫婦のもとに誕生している。これらの要因からも、家族法が改正された当時に予測された家族の特徴③「夫婦と未成年の子で構成される」及び④「血縁及び養子を基礎とする」を覆す状況が生み出されていると考えられる。

5.3 平成期「中学校学習指導要領」における「家族」の位置

本節では、平成期に告示された学習指導要領（「平成元年中学校学習指導要領」「平成10年中学校学習指導要領」「平成20年中学校学習指導要領」「平成29年中学校学習指導要領」）を比較し、平成に入ってから「家族」の変化とそれに関わる社会状況の変化という観点から分析を試みた。平成期の学習指導要領は、一般的な特徴として、それ以前の学習指導要領に見られた知識重視の系統主義的な傾向が薄れ、国際的な変化の激しいグローバル時代に対応するための実践的な能力の涵養を重視する傾向がある。そのため、子ども達は国内外への広い視野を持つことが求められ、最も身近な社会集団であるはずの「家族」が、学習指導要領の内容から削減されるようになったと考えられる。

また平成期に入ると、婚姻件数の減少や離婚率・再婚率の上昇に見られる婚姻状況の変化、さらには、少子化や生殖補助医療による新しいかたちでの子どもの誕生など、子どもの出生に関わる状況の変化が、家族法改正当時の予測を上回るスピードで進行している。加えて、近年では性同一性障害特例法の施行により戸籍上の性別変更が認められ、家族の形態は益々多様化の度合いを強めている。これらの法的・社会的状況の変化から、平成期の家族の姿は現行家族法制定当時に予測された姿に比して、はるかに複雑なものになったと考えられる。こうした複雑な家庭の状況は夫婦間だけでなく、子ども達の意識にも直接影響を及ぼし得るものであり、結果として、家族法が目指した理想の「家族」を学校教育の場で取扱うことは困難になった。こうした理由から、平成期「中学校学習指導要領」はこれまでの「家族」という主題から距離を置くこととなり、それに代わるかたちで、副次的に「家族」を扱うことができる「少子高齢化」といった主題を取り上げるようになったと考えられる。

6. おわりに

本稿では、昭和 22 年から平成 29 年までの学習指導要領について、「家族」「家庭」という用語の使用回数を量的に分析し、その結果にもとづいて学習指導要領の質的分析を行った。すなわち、「家族」及び「家庭」という用語が多く使用されていた「昭和 22 年学習指導要領」と「昭和 44 年中学校学習指導要領」及び「家族」「家庭」の使用回数が少ない平成期に告示された中学校学習指導要領（平成元年、平成 10 年、平成 20 年、平成 29 年の各中学校学習指導要領）について、それぞれの学習指導要領の特徴と「家族」を取り巻く法的・社会的状況といった観点から質的な分析を試みた。

「昭和 22 年学習指導要領」で家族に関する内容が多く記述された最大の理由は、戦後、「個人の尊厳と両性の本質的平等」が新憲法の基本理念とされたことにより、「家制度」を形成してきた旧家族法の全面改正が実施されたことにある。戦前の「家制度」が天皇主権のイデオロギーと結びついていた反省から、「民主的かつ近代的な家族」という新たな家族観の普及・浸透が当時の最重要課題であり、学校教育の指針として初めて策定された「昭和 22 年学習指導要領」がその役割を担うものであった。

他方、「昭和 44 年中学校学習指導要領」で家族に関する内容の記述が増加した理由は、経験主義による学力低下が叫ばれ、系統主義に傾いた時代に学習内容の精選がなされたためであったと考えられる。また、日本が独立国として国際的にも認められたこの時代、離婚件数が増加し始める一方で「家制度復活」を叫ぶ保守勢力が台頭するという「家族観の対立と揺らぎ」が表面化し、家族をめぐる社会不安がもたらされた。こうした状況下で「昭和 44 年中学校学習指導要領」は、対立と揺らぎを意識しつつも家族制度の重要性を強調し、社会不安の解消を目指して「家族」を積極的に取扱ったと考えられる。

平成以降、学習指導要領は従来の系統主義への反省とともに、国際化・グローバル化を重視する方向へと展開する。この時代、家族に関する内容が学習指導要領において重視されることはなくなる。それは、学習指導要領が新しい方向性を目指したということだけでなく、平成期の「家族」が昭和 22 年当時の家族観をはるかに越えた多様性や複雑性を抱え、これまでの家族観にもとづく学習や理解が困難になったためである。「癒し」や「愛情」など、従来の学習指導要領が扱ってきた典型的な家族の姿やその機能を前提とした学習が困難となってしまった平成期においては、家族そのものを扱うのではなく、家族を取り巻く「少子高齢化」といった社会問題に目を向けて、その課題解決の中で家族について間接的に考えるといったかたちで「家族」を扱わざるを得ないというのが、今日の中学校社会科公民的分野における「家族」の位置なのである。

なお、本稿では中学校社会科公民的分野における「家族」の問題を学習指導要領の通時的分析に焦点を絞って探究を試みたが、今後は教科書の通時的及び共時的分析にも視野を広げることで、中学校社会科公民的分野における「家族」の取扱いについてさらに研究を深めたいと考えている。

引用文献

- 石井美智子（2017）「生殖補助医療によって生まれた子の親子法のあり方」『法律論叢』第 89 号第 4・5 号合併号.
- 大村敦志（1999）『生活民法研究Ⅱ 消費者・家族と法』東京大学出版会.
- 大村敦志（2011）『民法改正を考える』岩波書店.
- 大村敦志（2016）「家族の多様化と家族法の対応」『学会会報』No.918.
- 戒能民江（1997）「女性の視点からみた戦後家族法」日本法社会学会編『法社会学』第 49 号，131-137 頁.
- 片上宗二（1993）『日本社会科成立史研究』風間書房.
- 厚生労働省（2018）『平成 30 年 わが国の人口動態 平成 28 年までの動向』
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/81-1a2.pdf>
- 国立社会保障・人口問題研究所（2017）『2015 年 社会保障・人口問題基本調査（結婚と出産に関する全国調査） 現代日本の結婚と出産』
http://www.ipss.go.jp/ps-doukou/j/doukou15/NFS15_reportALL.pdf
- 佐藤照雄，中野目直明（編）（1988）『社会科教育の理論と課題』酒井書店.
- 多和田真理子（2017）「戦後教育の理念と中学校社会科 — 学習指導要領の変遷から —」『國學院大學 教育学研究室紀要 田島一教授古希記念号』第 52 号.
- 浜田章作（2003）「戦後家族法の出発点」『鳥取短期大学研究紀要』第 48 号.
- 久武綾子，戒能民江，若尾典子，吉田あけみ（1997）『家族データブック — 年表と図表で読む戦後家族 1945～96』有斐閣.
- 森分孝治（1993）『「今，社会科とは何か」をなぜ問うか』『社会科教育』明治図書 No.375.
- 文部省（1947a）「学習指導要領一般編（試案）」
- 文部省（1947b）「学習指導要領社会科編Ⅰ（試案）」
- 文部省（1947c）「学習指導要領社会科編Ⅱ（試案）」
- 文部省（1969）「昭和 44 年中学校学習指導要領」
- 文部省（1989）「平成元年中学校学習指導要領」
- 文部省（1998）「平成 10 年中学校学習指導要領」
- 文部科学省（2008）「平成 20 年中学校学習指導要領」
- 文部科学省（2017）「平成 29 年中学校学習指導要領」
- * 文部省及び文部科学省の各「学習指導要領」については国立教育政策研究所「学習指導要領データベース」（<https://www.nier.go.jp/guideline/>）を参照した。

付記

本稿は，常盤直樹「これからの「家族」と法教育 — 中学社会科公民的分野における家族法の取扱い」（修士論文）2018 の一部について，新たな分析及び考察を加えたものである。なお，関は本稿全体について批判的に検討したうえで加筆を行った。

(2019年 9月25日 受付)
(2020年 2月21日 受理)